

大阪市告示第355号

令和 5 年大阪市告示第1319号（港湾施設条例第10条第 9 項に基づく市長が設定する区域）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 3 月14日

大阪市長 横 山 英 幸

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1 岸壁及び荷さばき地のうち次の施設において、正当な理由のない立入りの禁止を明示された区域 [略] 第 5 号岸壁のうちW22・24 [略]	1 [同左] [同左] 第 5 号岸壁のうちW22・24 第 6 号岸壁 [同左]
2 泊地のうち次の施設に係留した国際航海船舶（国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する船舶）の周囲30メートル内の区域 [略] 第 5 号岸壁のうちW22・24 [略]	2 [同左] [同左] 第 5 号岸壁のうちW22・24 第 6 号岸壁 [同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	